

●発表日：平成27年(2015年)7月27日

災害時における廃棄物の処理等に関する協定について

地震、津波、風水害などの大規模災害が発生した場合、多量の災害廃棄物が発生します。それらの災害廃棄物は、衛生面や環境面からも迅速かつ適正な処理が必要となります。

このようなことから本市では、一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（永井良一会長）と大規模災害が発生した場合における廃棄物の処理などに関して、次のとおり協定書の締結を行います。

1 日 時 平成27年8月12日（水）午後3時～

2 会 場 田原市役所南庁舎 4階 政策会議室

3 出席者

団 体 名	役 職	氏 名
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	会長	永井 良一
	副会長	小島 晃
	東三河支部長	松井 忠博
	東三河副支部長	鬼頭 秀幸
	専務理事	安藤 均
	事務局長	小坂 元信
田原市	市長	山下 政良
	市民環境部長	大谷 信也
	消防長	大根 義久

4 協定締結の趣旨

本市において大規模災害が発生した際に、本市の収集体制だけでは対応が困難と認められる場合には、本協定に基づき愛知県産業廃棄物協会に協力を要請し、迅速に災害廃棄物の処理を行い、一日も早い復旧・復興を図ることを目的として締結します。

5 協定の概要

(1)協定の名称

「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」

(2) 主な内容

愛知県産業廃棄物協会は、本市からの要請に基づき、必要な要員、車両および資機材等調達し、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとします。

6 県内協定状況

協定自治体：35自治体

うち東三河：2自治体(豊橋市、豊川市)

7 愛知県産業廃棄物協会の概要

目的：平成3年7月、産業廃棄物の適正処理の徹底、並びに再生利用の推進に取り組む愛知県下の産業廃棄物処理業者を核に公益法人として発足。

会員数：県内6支部および県外会員を含め603会員

※内東三河支部70会員(市内8会員)

8 連絡先

○一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

名古屋市中区金山二丁目10番9号

TEL 052-332-0346

○田原市役所 市民環境部 廃棄物対策課

TEL 0531-23-3538

(担当) 廃棄物対策課 資源循環G 主査 渡邊康統 電話 (0531) 23-3538